

平成22年第20回教育委員会記録

平成22年11月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年11月10日(水) 午後2時00分～午後2時51分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育改革推進長 岡本 勝実

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通

社会教育課長 植田 敏郎 済美教育一長 玉山 雅夫

済美教育一長 坂田 篤 済美教育一長 田中 稔

中央図書館長 和田 義広 特命事項担当副参事(子供園担当課長) 正田 智枝子

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

議案第94号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第95号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 杉並師範館のあり方検討委員会の報告及び今後の対応について（報告）
- (2) 杉並区職員措置請求（温水プールの利用に関する住民監査請求）監査結果について
- (3) 杉並区職員措置請求（体育館施設の利用料金等に関する住民監査請求）監査結果について
- (4) 平成22年度杉並区学力調査、意識・実態調査結果について

(選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
----------------	---

議案審議

議案第94号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4
------------------------------------	---

議案第95号 杉並区立子供の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4
------------------------------------	---

報告事項

(1) 杉並師範館のあり方検討委員会の報告及び今後の対応について (報告)	5
--	---

(2) 杉並区職員措置請求（温水プールの利用に関する住民監査請求）監査結果について	8
---	---

(3) 杉並区職員措置請求（体育館施設の利用料金等に関する住民監査請求）監査結果について	8
--	---

(4) 平成22年度杉並区学力調査、意識・実態調査結果について	12
---------------------------------	----

選任

杉並区教育委員会委員長の選任について	18
--------------------	----

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について	19
-------------------------	----

委員長 ただいまから平成22年第20回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、對島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が2件、報告事項が4件、委員長及び委員長職務代理者の選任となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第94号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、次に日程第2、議案第95号「杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の2件については、子供園に関する規則の変更等に伴う議案ですから、庶務課長から一括してご説明をいただきます。

庶務課長 議案第94号及び議案第95号につきまして、ご説明申し上げます。

杉並区立子供園条例及び杉並区立学校設置条例の一部が改正されまして、平成23年4月1日から高円寺北幼稚園及び成田西幼稚園を子供園に転換することとなりました。

また、杉並区立子供園条例の施行に関して、必要な事項を定めております杉並区立子供園条例施行規則の一部が改正されたこと等に基づきまして、子供園での短時間保育の実施につきまして、規定を整備する必要があることから、本規則を改正するものでございます。

初めに、議案第94号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表の1ページをご覧ください。

高円寺北並びに成田西幼稚園につきましては、子供園に転換をしますことから、区立幼稚園の定員及び学級編制等を定めております別表第2から、高円寺北幼稚園及び成田西幼稚園の項を削るほか、必要な規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第95号「杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表の第2ページをご覧ください。

第23条の2では、子供園に一時的に通園できなくなった時は、2カ月を限度に短時間保育の実施を停止することができることとし、そのための申請等の手続につきまして、杉並区立子供園条例施行規則に定める申請書等によること。

第23条の3では、退園または転園についての手続につきまして、同様に、杉並区立子供園条例施行規則に定める申請書等によることと規定する他、必要な規定を整備するものでございます。

最後に、施行期日ですが、議案第94号の別表第2の改正規定につきましては、平成23年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいま2つの議案を一括上程いたしましたので、ご質問、ご意見があれば、議案番号を

最初に明示してご発言ください。

何かございますでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、特に異議はないようですので、このまま原案どおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、一括上程いたしました議案第94号、第95号については、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、次に報告事項に入ります。

日程第3、報告事項、初めに「杉並師範館のあり方検討委員会の報告及び今後の対応について(報告)」を杉並師範館担当副参事からお願いいたします。

杉並師範館担当副参事 それでは、私の方から、杉並師範館のあり方検討委員会の報告及び今後の対応についてということで、ご報告をさせていただきます。

本年6月の教育委員会で、既にご報告いたしましたけれども、今年の4月に教育委員会と杉並師範館の間に設置いたしました、杉並師範館のあり方検討委員会、こちらでの協議・検討結果がまとまりましたので、今日報告いたします。

また、この協議・検討結果を踏まえまして、今後の杉並師範館卒塾生に関する採用等の取り扱いについて、今後の対応が決まりましたので、それについてもあわせてご報告をいたします。

まず、報告書の1番目ですけれども、検討委員会の協議・検討経過でございますが、委員会を3回、部会を6回、計9回開催いたしました。

次に、2番の協議・検討結果及び概要ですが、これにつきましては別紙をおつけしてございます。別紙は2種類ございまして、一つが1枚構成の概要版、それから本文がついてございます。今日はこの概要版の方で内容の概略をご説明させていただきます。概要版をご覧ください。

それでは、概要版の1番のところですけれども、検討委員会の設置の経過及び目的でございますが、昨年度、教育委員会事務局での内部検討がございました。これを踏まえまして、本年4月に教育委員会と杉並師範館との間で、杉並師範館の今後のあり方について協議・検討することを目的に、本委員会を設置したものでございます。

それから、2番目の協議・検討事項のところでございますけれども、記載のとおり、3つのテーマを協議・検討しました。

まず、1番目、(1)区費教員のサポート体制の確立についてということでございますけれども、これについては2点ほど、ここで概要を記載してございます。

一つが、今後、区教委の教員研修の充実を図り、区費教員のさらなる育成を進めて、将来、区の教育の中核を担う力のある教師に育てていく必要があるということ。それからもう一つは、人事・任用制度については、早期に制度の確立を図って、区費教員が都の同等の制度の上に、意欲を持って活躍できるように、引き続き情報提供の徹底を図ってサポートしていく必要があるという点の2点に集約されました。

それから、二つ目が杉並師範館の今後の運営体制についてでございますが、これについては3つほど概要でまとめさせていただきます。

まず一つには、地域に根づいた教師の養成ということで、この間の師範館の大きな成果が上がったということ。それからもう一つは、教職員人事権の基礎自治体への移譲の現状等も踏まえて、今年度末をもって、杉並師範館は教師養成事業を終了するものとするということが一つ目です。

二つ目は、区の教育委員会は、平成23年度、杉並師範館の理事・教授陣の参画を得て、これは仮称でございますけれども、「杉並師範館卒塾生人材育成等懇談会」を設置して、教職員人事権の移譲の問題、あるいは卒塾生育成に関する助言等についての懇談を踏まえて、区費教員のさらなる育成につなげていくこととするということでございます。

それから、三つ目が、師範館の理事・教授陣でございますが、教師養成の終了後は、同志・同友の立場としての組織をつくって、卒塾生のさらなる成長を支えていきたいと思いますということでございます。

それから、検討事項の3番目が、魅力ある学校づくりの一環としての、中学校教員の独自養成・採用について、協議をした結果でございますが、これにつきましては、今後、教育委員会は、教職員人事権の移譲の推移を注視しつつ、独自採用に伴う区財政への影響についても、十分考慮しながら検討していく必要があるということでまとめられました。

以上が3点の協議・検討事項でございましたが、これらについては、密接に関連するテーマでございましたので、委員会として協議・検討結果を最後にまとめてございます。それが3番目のところでございます。

その概要でございますけれども、来春、来年の4月には、区費教員は、現在の5期生が卒塾しますと約120名となる見込みでございます。その数につきましては、小学校教員の約13%を占めるということで、30人程度学級あるいは理科等の専科の充実など、全小学校で特色ある教育活動の継続的実施体制が整うということで、師範館はその目的を達成して、区の新しい学校づくりに大きく寄与してきたということでございます。この成果を踏まえて、今期をもって、師範館は任意団体としての運営を終了して解散をすることとするというのが1点目でございます。

それから、2点目は、師範館が遺す最大の財産は、いわゆる区費教員の存在それ自体だという

ことで、師範館の理事・教授陣は、同志・同友の立場から、卒塾生のさらなる飛躍を支えるとともに、区の教育委員会は、その参画のもとに設置する、仮称ではございますけれども「杉並師範館卒塾生人材育成等懇談会」からの提言を踏まえて、区費教員のさらなる育成に努めていく必要があるということでまとめてございます。

以上の概要版ですが、本文につきましては、ここに20ページほどの冊子を付けてございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

報告書の本文に戻りまして、3番の今後の対応についてでございます。これについても3つございます。

まず、一つ目は、杉並師範館卒塾生の区費教員への採用の終了ということでございます。

ただいまの協議・検討結果を踏まえまして、師範館における養成を経た杉並区学校教育職員の採用については、平成23年度をもって終了するというようにしてございます。これに伴いまして、平成17年度に杉並師範館との間で締結した基本協定書、あるいは事業実施協定書という協定書が二つございますが、これについては、今年度末をもって廃止することとするということが1点目でございます。

二つ目は、先ほど概要版でご説明しました「（仮称）杉並師範館卒塾生人材育成等懇談会」の設置ということで、次年度、23年度に教職員人事権の移譲の問題、あるいは卒塾生の育成に関する助言等、教育に関する事項について、懇談を行う場としまして、師範館の理事・教授陣の参画を得て同懇談会を設置し、区費教員の成長につなげていくこととするということでございます。

それから三つ目、その他といたしまして、中学校教員の独自養成・採用、それから師範館卒塾生のサポート体制の確立など、協議・検討結果の中で提起された課題については、引き続き教育委員会で検討していくものとするということ。以上3点が今後の対応でございます。

最後に4番の今後のスケジュールでございますが、今月19日の区の経営会議へ報告をいたします。それから来月、12月1日の文教委員会で、議会の方に報告をしていきます。

私からの報告は以上でございます。

委員長 ただいまご説明がありましたが、これについて、ご質問、ご意見ございませうか。

宮坂委員 中学校の師範館の区独自の教員養成というのは、具体的にはまだこれからなんですね。

杉並師範館担当副参事 この本文の中にもありますけれども、現在の師範館の養成システムというのは、あくまで小学校教員用にできているということで、今後、中学の教員養成をもし始める場合は、区の教育委員会の方で責任を持って検討していきませうと。

ただ、その時に、現在の師範館の仕組み等が当然、参考になるであろうということで、そういったところで、現在のノウハウ等を引き継ぎながら、教育委員会の直営方式を視野に入れながら、

これは今後も検討していくというふうにまとめてございます。

宮坂委員 わかりました。

田中委員 今まで94名の区費の教員が卒塾していると思うんですけども、クラス担任と特別支援とか、いろいろ配置がありますよね。そういう配置の、配属先の希望制度とかをとって配属しているということですか。それとも、資質とか適格、資格とか、そういう意味で振り分けていらっしゃるということでしょうか。

教育人事企画課長 まず、30人程度学級、これは子どもたちの数によって機械的に決まりますので、まず30人程度学級に該当するところに区費教員を張って、その後、各学校から特色ある学校づくりということで、例えば、うちは理科専科制をやりたい、あるいは算数の少人数ティームティーチングをやりたいと、そういったような積極的な意思表示があって、それとあと、教育委員会としての施策の推進がいろいろありますけれども、それがマッチしたところに配置していくというようなところで進めております。

田中委員 ありがとうございます。

委員長 他にございますか。どうぞ。

對馬委員 今まで卒塾されて、一度杉並区に採用された教員の中で、もう既におやめになった方というのはどのぐらい、この5年間でいらしたのでしょうか。

教育人事企画課長 今のところ3名ほど、すべて自己都合ということでおやめになっています。

對馬委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 他にございますか。

なければ結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして「杉並区職員措置請求（温水プールの利用に関する住民監査請求）監査結果について」及び「杉並区職員措置請求（体育施設の利用料金等に関する住民監査請求）監査結果について」、以上の2件の報告を一括して、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは2件の住民監査請求の結果についてご報告いたします。

まず、資料の1点目、温水プールの利用に関する住民請求の監査結果でございます。

1番、請求の概要につきましては、記載のとおりでございます。

(3)の措置請求の要旨でございます。これにつきましては、高井戸温水プール、杉並第十小学校温水プールの利用方法につきまして、「さざんかねっと」による機械抽選によることなく、集合抽選を続け、一般区民の利用の公平性・公正性を損ない、区や一般区民に損害を与えてきた。その損害を回復するための措置要求でございます。

なお、損害につきましては、教育委員会並びに集合抽選の参加者それぞれに損害額21万円を請求したものでございます。

2番目の監査結果と判断につきまして、(1)の監査結果でございます。請求人の主張は理由がないものと認め、棄却するという結果でございます。

(2)の判断につきまして、下線が引いてある部分が請求人の主張の部分でございます。利用者登録者が利用した場合と、また、社会体育の登録団体が利用した場合の差額分、1件につきまして3,000円が差額でございます。それについて損害が生じているという請求でございます。

これにつきまして、現在の集合抽選は、規定に基づいて行われているとみなすことが妥当でありまして、不当と言うべきものではない。そのために、個人利用を不当に阻害しているとは言えない。そうである以上、集合抽選方式の不当性を前提として、区に損害が生じているとした請求人の主張に理由がないということでございます。

3番目、これらに関しまして、監査委員からの意見でございます。

関連する規定が様々ございまして、非常にわかりにくいということでございまして、明確な規定を整備する。また、全般的に規定の整備を一時も早く着手されることを望みたいという意見をいただいております。

これに関しましては、所管におきまして、団体の利用実態を見極め、また、今後の団体の育成方針等を踏まえまして、区民にとってわかりやすい規定の整理を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2番目の規定の整備につきましては、上位の規定に則して、要は条例、規則、それに併せて、その下位規定を整備するというのではなくて、様々な経過の中で、関係者の英知の産物、これは様々な団体との協議の中において、紆余曲折したルールをつくってきたという経過がございます。そういうものも尊重しつつ、規定の整備をしていくと。また、今後も施設が有効に効果的に活用されるよう、管理・運営方法が検討されることを期待したいということでございます。

この意見に関しまして、所管課といたしましては、団体との今までの協議経過、内容を詳細に分析いたしまして、継続すべき点、また、見直すべき点を明らかにした上で、今後の望ましい団体の利用方法を検討し、いずれにしても、今年度中に団体利用者の声も聞いた上で、所管課の見直し案をまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の、体育施設の利用料金等に関する住民監査請求でございます。

1の請求の概要につきましては、記載のとおりでございます。

(3)措置請求の要旨でございます。体育施設の利用料金・利用制度、これにつきましては、長い間、見直しをしてきていない。また、不合理な社会体育の登録団体制度、これも維持し続けて、

区や一般区民に損害を与えてきたという主張でございます。

請求されました損害額につきましては、102万2,000円でございます。

この利用料金につきましては、他の区立施設も同様に「さざんかカード」を使った割引制度、半額という制度がございまして、全庁的な課題でもあることから、区立施設の使用料を統括しております所管課である政策経営部財政課とともに対応してまいったものでございます。

2番の監査結果と判断についてでございます。

監査結果につきましては、請求人の主張は理由がないものと認め、棄却するというところでございます。

判断につきましては、2点ございまして、まず1点目は、利用料金についてでございます。この使用料につきましては、おのおの各自治体が政策的な判断に基づき決定すべきものであると。区におきましても、使用料の検討は行われていなかったということではなくて、直近では、平成21年11月に検討をしているということを監査委員の方で確認したところでございます。いろいろ長引く不況ですとか区民の状況を踏まえて、値上げをしないということで、今現在進めてきているものでございます。また、近隣自治体と比べ、低額である、また長い間、使用料の改定がなされていないということに対しましては、違法・不当とする理由にはならないという判断でございます。

また、今後、料金改定に関する検討結果につきましては、区民に周知し、説明責任を果たすことが望ましく、対応については留意されることということで要望が記されております。

2点目の団体の登録制度についてでございます。これは体育施設につきまして、また区立の集会室も同様でございます。半額で使えるということに関してでございます。

このような登録制度を設けまして、一般使用料の2分の1とすることによりまして、団体の育成・支援を促進し、またスポーツ振興を図ってきたということでございまして、基本的にスポーツの振興をどのような方法で進めるかにつきましては、各自治体の政策的判断に委ねられていると。その限りにおきまして、住民監査請求の対象となるものではないということでございます。しかしながら、その制度が悪用され、または使用料の徴収を不正に逃れている実態を把握しながら、これに対して賦課・徴収を放置しているのであれば、「怠る事実」として監査対象になると。

ただし、教育委員会につきましては、不正行為の周知、また団体の登録更新の名簿チェック、また、不正が発見された時に注意・勧告、それら不正防止に努めており、不正行為を把握した場合には必要な措置をとっているということが認められまして、教育委員会の対応につきましては、団体登録制度の悪用を防ぐという面から課題は残るものの、直ちに違法・不当なものとは認められないと。

また、団体登録制度のことに关しましては、課題はあると。ただ、それをもって登録制度自体の違法・不当なものとは言えないというものでございます。

以上、料金また団体の登録制度に关しまして、公金の正しい賦課・徴収を怠り、区に損害を与えたと判断できるものではなく、請求人の主張には理由がないということで、棄却と判断されたものでございます。

3番目の監査委員会からの意見でございます。体育施設ニーズの高まり、体育施設の利用状況等を踏まえ、公平性・公正性の観点から、団体登録制度や社会体育団体に対する優遇措置のあり方等について、抜本的に見直し等をされることを期待するというふうにご意見をいただいております。

所管課といたしましては、スポーツ活動の定期性、継続性、能力向上、仲間づくりという、非常にスポーツ振興の面で、団体の育成・支援は重要であるというふうにご考えております。それを踏まえまして、やはり団体登録制度の乱用防止に关しまして、厳しいチェック機能ですとか、また、数多くの重複した団体に加入することの制限ですとか、そのような運用上のルールの見直し等を検討いたしまして、ルールの適用を適正に、また公平に行えるように、所管課として、今年度中に具体化させたいというふうにご考えているところでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまの2件のご説明について、ご質問、ご意見はございましょうか。

どうぞ。

田中委員 確かに、この運用上の団体登録制度ですか、長年、聞いておられますと、やはり一番、規約と名簿を提出しますよね、団体登録の。その名簿のチェックがやっぱり結構あいまいな部分があるので、そういう観点から、もう一度ご検討していただくといいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

社会教育スポーツ課長 今、名簿のデータ化というのも、ちょっと一つの課題にしておりますけれども、これは膨大な数でございますので、財政状況を見極めて、そのような名簿チェックというのを実施してまいりたいと思っております。

委員長 他にございますか。

私からも1つ申し上げますが、不正とか不当ということではないでしょうけれども、長年やってきた人たちは、割合上手に使っているというところがあると思うんですね。

それは、だから、新しく入る人にすれば、何か不正があるんじゃないかとか、上手くやっているんじゃないかとか、そういうことがあると思いますので、ぜひ見直していただきたい。

この意見に書いてあるとおりで、長くやって、料金の改定はやっているでしょうけれども、私

が見ましても、やっぱり安いんじゃないかなと思いますので、抜本的に一遍ずつ見直していただきたい。大変な作業でしょうけれども、ぜひお願いしたい。

これは杉並区の監査委員会であったわけですが、この人は、さらに民事訴訟を起こすとか、そういうことはないんですか。この棄却された人は。

社会教育スポーツ課長 この先については、情報は得ておりません。

委員長 そうですか。それでは、ぜひよろしく願いいたします。

では、これは承りました。ありがとうございました。

それでは、次に、「平成22年度杉並区学力調査、意識・実態調査結果について」の説明を済美教育センター副所長からお願いいたします。

済美教育センター副所長 それでは、私から、平成22年度の杉並区学力調査、意識・実態調査の結果について、ご報告申し上げます。

まず、本調査につきましては、1に記載されておりますとおり、児童生徒が自らの学習成果や課題を把握すること。また、教師の指導法の改善に資すること。そして、結果をもとに、各校に対する教育委員会の支援を行うこと。これらを目的としまして、平成22年5月11日に実施したものでございます。

対象学年は小学校3年生から中学校3年生。そして、調査内容につきましては、国語、算数・数学、英語及び学習や生活に関するアンケートで構成されるものでございます。

次に、調査結果の概要をご説明申し上げます。別添資料1をご覧くださいながら、ご説明を聞いていただければというふうに存じます。

基礎学力につきましては、どの教科につきましても、概ね良好な結果を得ることができたというふうと考えております。

ただし、活用力につきましては、国語の書く力、これは論説する力でございますけれども、それと算数・数学の数学的な考え方、英語の表現する力に、課題が見られるという結果になりました。

また、意識・実態調査につきましては、別添資料2、その下をご覧くださいながら存じますが、領域③の「自己を受容すること」が、学年が上がるに従って、大きく肯定率が低下する傾向にございます。

また、領域⑧の「情報を収集し、活用する力」は、他の領域と比較をしまして、肯定率が低い傾向にございます。

続きまして、本文に戻らせていただきます。3番の調査結果の発展的な分析と考察でございますが、平成22年度の調査におきましては、散布図という処理方法で、学力の習熟の傾向をとらえ

るとともに、多様な手法によって、より発展的な分析を行いました。

それでは、資料3をご覧くださいというふうに存じます。3ページでございます。

本資料につきましては、縦軸を算数、横軸を国語というふうに置きまして、ある小学校の児童の得点を散布図の形で処理をしたものでございます。1つのドットが1人の児童を表しております。縦軸と横軸の交点が区の平均正答率になるように換算をしているものでございます。なお、円で囲んだところは標準偏差内の数値であるというふうにご理解ください。

これは同一の児童の経年変化を表したものでございます。左が5年生時、右が6年生時を表記しております。ご覧いただいておりますとおわかりいただけると思いますが、5年生時には中心に固まっていたドットが、6年生時になると左下、これはすなわち、国語・算数とも十分な定着がない児童というところのドットが多くなり、全体的に学力格差が拡大していることが明らかになりました。これは杉並区全体においても同様の傾向となっております。

次に、習熟段階を5つに分けて、小学校6年生、中学校3年生に限定して、それぞれの割合を経年で分析いたしました。別添資料4、4ページをご覧くださいと存じます。

段階5の習熟が高い児童生徒が最も多い、これはどの学年、どの年度を見てもご理解いただけると思いますが、これは日常の教育活動の成果が表れているものと評価することができます。

反面、習熟が十分ではない段階1、グラフでは最も下に位置するものでございますが、この児童生徒の割合が、経年で見ても固定化されている。そして、このことは、低学年時に定着が不十分である児童生徒は、学年が上がっても十分な定着がなされていないという現状が明らかになったものでございます。

なお、最も右下隅の英語科の3年時のデータをご覧くださいとおわかりいただけると思いますが、段階1の生徒の割合が最も多くなっております。これは二極化の傾向が表れてきているというふうに分析ができます。

続きまして、習熟が最も不十分な段階に位置する子どもたちに、共通してつまずきが見られる設問、これを分析いたしました。資料4の③、最終ページ5ページをお開きください。

算数を例にして示してございますけれども、小学校4年生では重さの減法の理解、5年生では何倍にあたる量の関係、小学校6年生では割合の意味の理解がそれぞれ該当いたしました。設問文をこのグラフの下に掲載いたしましたので、ご覧いただければというふうに思います。これら3つの設問の共通する力というものは、演算能力ではなくて、例えば、分数や小数、割合や百分率などの個別の知識を関連づけて課題解決する力。また、キログラムをグラムに換算するような、知識・理解を実生活の具体的な場面において活用する力であって、これらの力の習熟が、その後の学習内容の定着に影響することが明らかになりました。

それでは、本文の4番をご覧いただければというふうに存じます。これらの分析結果の活用、また、課題解決に向けた具体的な取り組みについてご説明申し上げます。

学力向上は、基本的に学校の指導法の改善なくして、実現できるものではございません。その本論を我々済美教育センターとしては、補完する意味合いを持ちまして、学力の習熟状況に合わせた授業づくりを進めるために、学校別、学年別、学級別の、先ほどお示ししました学力散布図を各校に提供して、学校への指導訪問や管理職を対象とする経営相談会において、指導・助言を行っております。

また、センターで主催いたします学力調査結果報告会及び研究発表会では、分析で明らかになりました書く力、算数的な考え方の指導法とともに、個別の知識を関連づけて課題を解決する力、知識・理解を実生活に活用する力等の、各学年において、つまずきが顕著な学習内容に関する指導法の提案を行って、各校の授業改善に資する取り組みを今後も継続してまいりたいというふうに思っております。

問題解決に向けた具体的な取り組みといたしましては、以下に記載いたしました。

国語については、今後計画的に配置してまいります、学校司書による読書活動支援の充実や、古今東西の名作・名文を音読し、日本語の美しさやリズム、響き等を体感的に学ぶ、言葉の教育教材の活用等を通して、国語力の基礎となる言語能力の育成を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

また、算数については、センターが独自に開発をいたしました、学び直しのために効果的な教材であります「計算ナビ」や、数学的な考え方を育成する指導資料集である「算数大好き道しるべ」等を活用しまして、基礎・基本の一層の定着、そして数学的な思考力を育成し、活用力の素地をつくることができるよう、指導してまいりたいというふうに思っております。

言葉の教育教材や「計算ナビ」、「算数大好き道しるべ」につきましては、一部をコピーして机上に配付をさせていただきました。後ほどぜひ、ご一読いただければというふうに思っております。

英語につきましては、平成23年度から必修化されます小学校外国語活動の充実によって、英語に対する興味・関心をまず育むとともに、中学校英語学習との円滑な接続を図ることができるよう、中学校英語教員の力量形成のための研修の充実を図ってまいります。また、それとともに、小中学校の英語科担当によるチームティーチング授業の推進など、小中一貫教育の理念に合わせて施策を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、小中一貫教育につきましては、現在、多くの学校で実践レベルでの取り組みが行われておりますけれども、今後、課題別研究指定校等におきまして、小中が学習履歴を共有できるよう

な「学習カルテ」の研究開発にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

キに移らせていただきますが、現在の学力調査は、学習指導要領における記載事項全般において、その定着状況を調査して授業改善に資する、この目的で実施しておりますが、次年度以降につきましても、これまでの学力調査の考え方ではなくて、各学年で習熟に課題のある単元、先ほどお話を申し上げました内容でございます。また、つまずきやすい内容等に焦点化をして、より詳細な調査を行って、その結果をもとに教材や指導方法を開発する特定の課題に対する調査研究として、質的に転換してまいりたいというふうに考えております。

最後でございますが、平成23年度には、経済格差を教育格差としないという考え方のもとで、中学校の夏期休業中の補習に対する支援を行ってまいりますけれども、この補習では特に、特定の課題に対する調査研究によって洗い出された課題が確実に定着できるような内容として、実施をいたしてまいりたいというふうに考えております。このことによって、すべての児童生徒の基礎・基本の定着を図っていくということを考えております。

加えまして、今年度実施いたしました合同学習会を、習熟の高い生徒を対象とする内容や、教科に対する興味・関心を高めたい、そういうふうに願っている生徒を対象とする内容に、再構成をいたしまして、学びたい生徒の誰もが学びたい内容を学ぶことができる、このような施策を展開してまいりたいというふうに思っております。

以上、長くなりましたが、私からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長 それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

宮坂委員 参考までになんですが、小学校の今後、英語が増えますよね。教員の補充というのは、それについては何か考えがあるんですか。

済美教育センター副所長 本区の場合は、基本的には担任が指導する形になっております。そういうような理念を持っておりますけれども、やはり力量形成を果たすまでは、ティームティーチングで、英語の専門家を入れるような形を施策として展開していきたい、というふうに思っております。

委員長 他にございますか。どうぞ。

對馬委員 別添資料の4番のところで、中学の数学科に関しては、2年生でよくわかっている子の度合いが減って、3年でまた増えていくというのは、またできるようになってきているのかなと、理解する子が増えているのかなという気がするんですが、小学校の国語科で、5年生で32.1%が大変理解しているのに、6年でまた減るといえるのは、これは難しくなるからということですか。

済美教育センター副所長 これは一定程度、問題の難易度にも若干、関わりがございますので、単純に横比較というのにはできるものではないんですけれども、一つの基準として、このような形で、

私ども、5段階に分けますと、このような結果が出てきたというふうに考えています。

また、6年生になると、やはり先ほどもお話ししたような書く力等の問題が多くなりますので、そこで正答率が下がるというような結果もございます。

對馬委員 ありがとうございます。

委員長 他にございますか。

私から2つ。1つは、對馬さんの最後のお話と内容が似ていますが、段階1は固定化され、さらに拡大していくと、これは当然のことだと思うんですね。前の学年のがわからなくて、上の学年に行ってもわかるようになるというのは非常に難しい。それはもうあり得ないと言っていいぐらいですから。だからぜひ、最初のところでわからないのを解消しなければならない。それは先ほどもお話がありましたけれども。

それで、義務教育ですから、特に落ちこぼれのないようにというのがまず一番大事なことで、ぜひそこをお考えいただきたいと思います。

それから2番目には、先ほど宮坂さんがおっしゃった英語ですけれども、私は今の5年生・6年生に英語を取り入れたのは賛成ではないんです。文科省が学習指導要領もつくりません、それから教科書も決めない、それから評価もしないというようなことで、大まかなものはありますけれども、きちんとした教科にしていけないということで、中学校へ行って、中学校の先生にそれを上手く指導しろといっても、それは非常に難しいことだと思うんです。

だから私は、杉並区はぜひ文科省の規定とは別に、杉並区の英語の教科書というのを小学校でつくって、そして、段階的にどうやるかというのをやって、杉並区の中学校に入る時には、どういうことを小学校でやってきたかが中学校の先生にわかるようにしてあげることが必要ではないかと思います。ぜひ済美教育センターではそれをお考えいただいたらと思います。

これは、今日は報告でございますから、討議をする内容ではありませんけれども、そういうふうなご要望を申し上げておきます。どうぞよろしく申し上げます。

済美教育センター副所長 1点だけ、文部科学省からも英語ノートのような形ではご提示はあるんですけども、私ども済美教育センターでも、杉並区独自の英語科活動のカリキュラム、プログラムを作成いたしまして、今、それに基づいて各小学校で指導しているところでございます。

やはり、小学校と中学校の円滑な接続というところが、最大の課題でございますので、先ほどもお話ししたような方法で、この課題をクリアしていきたいというふうに考えているところです。

委員長 ぜひよろしく願いいたします。

どうぞ。

對馬委員 私も要望ですが、4番のウのところ「学校司書による読書活動支援」というのが出て

まいりますが、やはり英語と同じように、杉並区として、こういう本をこの学年の間に読んで欲しい、というようなリストのようなものは、今は一切ないです。各司書のそれぞれの力量に任されている部分が非常に大きくて、この先、司書の人数が増えていけばいくほど、差が出てくる可能性が高いので、やはり一つ指針を作っていたいただきたいと思います。

済美教育センター副所長 わかりました。指定図書、課題図書のような形では提示しておりますけれども、全体的な指針はまだございませんので、これは十分検討していきたいと思っております。

委員長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

田中委員 学習の到達度とか、それから理解度、把握するための一つの目安になっていると思うんですが、やはり基礎学習がある程度身につけているような習熟が見られたという結果は出ていますけれども、小学校のうちに落ちこぼれをできるだけ少なくするための教職員の指導方法をいかに改善していくかというのが、大きな問題になると思うんですね。だから、やっぱりその点を、いろいろご検討されていると思いますけれども、さらにやっていただきたいなと思います。

済美教育センター副所長 ありがとうございます。

これも先ほどお話し申し上げましたが、授業改善がやはり最大の学力向上のための方策でございますので、私ども、若手の教員の育成だけではなくて、そのライフステージに応じた形での研修ということで、また、教科領域別の研修も持っておりますので、そこを充実させていきたいと思っております。

田中委員 あと1つなんですけれども、経済格差が地域性によって教育格差になる傾向があるんですが、学校格差になるべく公立はならないように、そののところもお願いしたいなと思います。

済美教育センター副所長 わかりました。努力いたします。

委員長 どうぞ。

教育長 指導法の改善ですけれども、私、ここずっと学校を回っているんですが、確実に変わってきつつあります。

その一つに、最近よく感じるのは、算数の指導の仕方が非常に系統的になってきているという、これは全部が全部というわけじゃないんですけれども、例えば数直線を使って、2つの数を比較してみたり、あるいは基準となるところをもとにして、それとの比較でどれぐらい大きいとか、何倍であるとかという、物を考える基準を明らかにして、そこから2つの数を比較したり、3つの数で比較したり、あるいは大小を比較したりとか、それから、自分が考えていく過程をノートにわかりやすく記述して、つまりノートに書いたことが、後で見直した時に、自分はどういうふうに考えてこの問題を解いていったのかということ振り返ることができるようにとか、かなり

指導に工夫が広がってきて、そういう授業が、色々なところで見られるようになってきていることは確かです。

ですから、さらに、先ほど副所長から説明がありましたけれども、「計算ナビ」であるとか、「算数大好き道しるべ」だとか、こういったものはみんな、杉並の教員が独自に開発をしてきたテキストですので、こういったことを含めて、もっともっと深めていきたい。

それから、国語の授業なんかも、黒板に書く、板書と普通は言いますがけれども、この工夫なんかもかなり改善されてきています。意図的に、どの位置から書き始めて、最終的に、児童生徒にどういった学習のまとめができるようにするかとか、これなんかも、かつて、恐らく委員の先生方が経験された、何となく黒板に絵や図が描いてあって、下手をすると、先生が後ろを振り返りながらちょっとなぐり書きするみたいな、ああいったような板書ではなくて、非常に計画的にされるとか、それから理科の指導なんかも、何回か私、お話ししましたがけれども、理科の専科教員を配置したり、支援員を配置することによって、実験・観察の準備とか整理が、かなり意図的にされるようになってきているという実態もあります。

でも、まだこれが全てにわたって完結しているわけではありませんので、ぜひこのあたりを重点的に進めながら、先ほどの、落ちこぼれを出さない、基礎・基本を確実に習得して次の学年に進んでいくことができるような、そういう授業、学習を徹底していきたいというふうに考えております。

委員長 よろしくをお願いします。

それでは、ありがとうございました。

以上で報告事項の聴取を終了いたします。

続きまして、日程第5「杉並区教育委員会委員長の選任について」に移ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条により、委員長の任期は1年となっております。私は、昨年12月1日より委員長の職務についており、今月末で任期満了となります。

そこで、本年12月1日から翌年の11月30日の任期となりますが、本日、委員長を選任しなければなりません。

それにつきまして、選任の方法ですが、杉並区教育委員会会議規則第6条によりまして、単記無記名投票と指名推薦の方法とがありますが、いかがいたしましょうか。

宮坂委員 指名推薦でよろしいのではないかと私は思いますが。

委員長 よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、指名推薦による選任方法とのご意見がありますので、異議がありませんでした

ら、その方法にしたいと思います。

指名推薦の方法で選任することにいたします。指名がありましたらお願いいたします。

宮坂委員 私は、やはり、引き続き大蔵委員に委員長の職務を、大変でしょうけれども、お願いできればありがたいなと思っております。

委員長 ただいま、私、大蔵委員との指名がありました、他にございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がないようですので、私、大蔵が委員長に選任されたということになります。どうもありがとうございました。

引き続き、日程第5「教育委員会委員長職務代理者の選任について」です。

これも、委員長と同じく今月末で任期満了となります。そこで、本日新たに、委員長職務代理者を選任したいと思います。

選任方法は、委員長の選任と同様に、単記無記名投票と指名推薦の方法とがありますが、いかがいたしましょうか。

田中委員 指名推薦でよろしいと思います。

委員長 指名推薦ということでしたので、指名推薦の方法で選任することにいたします。

ご指名がありましたら、お願いいたします。

田中委員 引き続き、宮坂委員にお願いしたいと思います。

委員長 それでは、宮坂委員のご指名がありました、他にはございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がないようですので、宮坂委員を委員長職務代理者に選任したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、何かございますか。

庶務課長 次回の定例会の日程について申し上げます。

次回の日程でございますけれども、11月下旬は、第4回区議会定例会の開催が見込まれておるところでございます。したがって、次回でございますが、12月8日水曜日、午後2時から定例会といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、次回は12月8日、少し時間がありますが、1カ月後です。

それでは、本日の会議をこれで閉じます。どうもありがとうございました。